様式第十五（第九条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第５項の規定による
期間を延長する旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第４項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第５項の規定により通知します。

（略）

様式第十六（第九条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第６項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第６項の規定により通知します。

（略）

様式第十七（第九条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第４項の規定による適合判定通知書

（略）

下記の計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第十八（第九条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第４項の規定による適合しない旨の通知書

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第十九（第九条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第２項において
読み替えて適用する同法第12条第５項の規定による期間を延長する旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第２項において読み替えて適用する同法第12条第４項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第５項の規定により通知します。

（略）

様式第十五（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第５項の規定による
期間を延長する旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第４項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第５項の規定により通知します。

（略）

様式第十六（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第６項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第13条第６項の規定により通知します。

（略）

様式第十七（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第４項の規定による適合判定通知書

（略）

下記の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第十八（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第４項の規定による適合しない旨の通知書

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第十九（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項において
読み替えて適用する同法第13条第５項の規定による期間を延長する旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項において読み替えて適用する同法第13条第４項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第５項の規定により通知します。

（略）